

吸収分割に関する事前開示書面 (会社法 782 条1項及び会社法施行規則 183 条に定める書面)

1. 吸収分割契約の内容
2. 会社法 758 条 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項
 - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表
 - (2) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項
吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

2021 年6月 10 日

株式会社廣濟堂

2021年6月10日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館13階
株式会社廣濟堂
代表取締役 根岸 千尋

1. 吸収分割契約の内容（会社法782条1項2号）
吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。
 2. 会社法758条4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則183条1号）
株式会社廣濟堂（2021年10月1日付で商号を「株式会社廣濟堂ホールディングス」に変更予定。以下、「当社」といいます）と株式会社廣濟堂情報ソリューション事業分割準備会社（2021年10月1日付で商号変更予定。以下、「承継会社」といいます）は、2021年10月1日を効力発生日とする吸収分割（以下、「本件分割」といいます）を行うことといたしました。これに伴い承継会社が交付する株式数、並びに資本金及び準備金の額に関する事項について、以下のとおりとすることとし、いずれも相当であると判断いたしました。
 - (1) 交付する株式数に関する事項
本件分割に際して、承継会社は新たに普通株式6,800株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。
承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、両社で協議の上、割当交付する株式数を決定しており、相当であると判断いたしました。
 - (2) 資本金及び準備金の額に関する事項
本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

①	資本金	340,000,000円
②	資本準備金	87,500,000円
③	その他資本剰余金	株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
④	利益準備金	0円
⑤	その他利益剰余金	0円
3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則183条4号）
 - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表
承継会社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。
 - (2) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則 183 条 5 号）

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容は、以下のとおりです。

（子会社の特別配当）

当社の完全子会社である東京博善㈱において、2021年4月30日の書面による臨時株主総会決議により、2021年4月29日を基準日とする剰余金の配当を行う議案が承認可決されました。それにより2022年3月期において、営業外収益に受取配当金として25億円を計上いたします。

（子会社の増資）

2021年4月28日に開催した当社取締役会において、当社の完全子会社である東京博善㈱への25億円の増資を引き受ける旨決議がされ、東京博善㈱の同年4月30日付けの書面による臨時株主総会決議により当該増資の承認が決議され、2021年5月7日に払込が完了しております。

①増資の理由

当社の子会社である東京博善㈱における火葬炉等の設備投資及びサービス品質向上のための投資などの目的であります。

②対象会社の概要

i 名称	:	東京博善株式会社
ii 所在地	:	東京都港区芝浦 1－2－3 シーバンスS館13階
iii 代表者の役職・氏名	:	代表取締役社長 渡邊 義和
iv 事業内容	:	葬祭事業
v 資本金	:	4,050百万円（増資前）
vi 設立年月	:	1921年4月
vii 出資比率	:	100%

③増資の概要

i 増資後資本金	:	5,300百万円
ii 払込金額	:	2,500百万円
iii 資本組入額	:	1,250百万円
iv 払込日	:	2021年5月7日
v 増資後出資比率	:	100%

5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則 183 条 6 号）

当社は、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とする本件分割を行うにあたり、当社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務（本件分割により承継させるものに限ります。以下、同じ）の履行の見込みについて以下のとおり判断いたしました。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 32,343 百万円、30,254 百万円であります。本件分割により承継会社が当社から承継する資産及び負債の 2021 年 3 月 31 日現在における帳簿価額は、それぞれ 3,345 百万円、2,806 百万円であります。

また、今後、効力発生日までに予想される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、2021 年 3 月 31 日から現在に至るまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

当社は本件分割以外にも 2021 年 10 月 1 日を効力発生日とする以下の吸収分割（下表参照）を行う予定としていますが、当該分割及び本件分割の効力発生日以後においても、当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。

以上より、当社は、本件分割後において当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

< 本件分割以外に実施する吸収分割 >

（単位：百万円）

承継会社	承継する事業内容	(2021 年 3 月 31 日現在)	
		承継資産 帳簿価額	承継負債 帳簿価額
株式会社廣済堂人材サービス事業分割準備会社	人材サービス事業（求人媒体、人材紹介、HR-Tech）	857	132

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日（2021 年 4 月 5 日）の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 10 百万円、0 円であります。当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表において、承継会社が当社から承継する資産及び負債の帳簿価額は、上記 (1) に記載のとおりです。

2021 年 4 月 5 日から現在に至るまで承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されておられません。

以上より、本件分割後において承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社廣濟堂（以下「甲」という。）及び株式会社廣濟堂情報ソリューション事業分割準備会社（以下「乙」という。）は、情報ソリューション事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社廣濟堂

住所：東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館13階

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社廣濟堂情報ソリューション事業分割準備会社

住所：東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館13階

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式6,800株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割の効力発生日における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金	340,000千円
(2) 資本準備金	87,500千円
(3) その他資本剰余金	株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4) 利益準備金	0円

(5)その他利益剰余金 0円

第5条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第6条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年5月14日

（甲）東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館13階
株式会社廣済堂
代表取締役 根岸 千尋

（乙）東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館13階
株式会社廣済堂情報ソリューション事業分割準備会社
代表取締役 根岸 千尋

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

現金、預金、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、前渡金、前払費用、その他流動資産。

(2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産（機械及び装置を除く）、ソフトウェア、その他固定資産。

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

リース債務、未払金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金、その他流動負債。

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

リース債務、長期未払金、その他固定負債。

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に属する一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

なお、事業戦略室、内部監査室、経営戦略本部、DX戦略本部従業員の雇用契約は承継しない。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の

効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以 上

(別紙2)

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

貸借対照表
2021 年 4 月 5 日現在

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10	流動負債	—
現金預金	10	固定負債	—
固定資産	—		
		負債合計	0
		(純資産の部)	
		株主資本	10
		資本金	10
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
		純資産合計	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

会社法 782 条1項に定める事前開示書面は、以上のとおりであります。

2021年6月10日

東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号シーバンス S 館 1 3 階
株式会社 廣濟堂
代表取締役社長 根岸 千尋